

参 考 資 料

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例
- ・ 過去の行動計画の推移
- ・ 京都府における食の安心・安全に関する府民意識
- ・ 用 語 集

京都府食の安心・安全推進条例の概要

条例制定の背景・目的（前文）

- 食は、命と健康を支え、人が生きていく上での基本。健康を維持するために、食の安全性の確保は不可欠で、その安全性を信頼し、安心感を得て初めて健やかな食生活を営むことができる。
- 食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、この事態に対処し、食の安心・安全を確保することは府民共通の願い。
- 京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し育ててきた。
- 今、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、協力しながら、施策と取組を推進していくことが必要。
- このような認識の下、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与。

条例の基本理念（第1条）

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

府、食品関連事業者、府民の責務と役割（第2条～第4条）

府の責務

- 総合的かつ計画的な施策を策定し、実施

食品関連事業者の責務

- 食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に実施
- 知識と理解を深め、正確かつ適切な情報を提供

府民の役割

- 知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるための努力
- 施策への意見表明により、積極的な役割

基本的な施策 (第5条～第15条)

- 食の安心・安全行動計画の策定・公表
- 安全性向上への支援
- 情報の記録、提供等への支援
- 適正な事業活動への支援
- 適正な食品表示の確保
- 知識の普及、人材の育成
- 相互理解及び連携の促進
- 調査研究の推進
- 情報の収集及び提供
- 危機管理体制の整備

○財政上の措置（第16条）

食品の安全性の確保措置 (第17条～第19条)

- 農林水産物に係る措置
- 遺伝子組換え食用作物に係る措置
- 緊急時の安全性調査

- 報告の徴収及び立入検査（第20条）
- 措置勧告、命令（第21条）
- 罰則（第27条～第29条）

○施行期日 平成18年4月1日

府民参画の推進 (第22条～第24条)

- 施策に対する意見の反映
- 施策の提案
- 危害情報の申出

○食の安心・安全審議会（第25条）

京都府食の安心・安全推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策（第5条—第16条）

第3章 食品等の安全性の確保（第17条—第21条）

第4章 府民参画の推進（第22条—第24条）

第5章 京都府食の安心・安全審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

第7章 罰則（第27条—第29条）

附則

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品

衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者であつて、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

（府の責務）

第 2 条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（食品関連事業者の責務）

第 3 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第 1 条第 2 項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

（府民の役割）

第 4 条 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

- 2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第 2 章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策

（食の安心・安全行動計画）

第 5 条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第 25 条第 1 項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第 6 項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。
- 6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

(安全性向上への支援)

第6条 府は、食品関連事業者による食品等の安全性に対する取組を促進するため、食品等の品質管理の水準を向上させるための方式の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(情報の記録、提供等への支援)

第7条 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な事業活動への支援)

第8条 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品等の表示の確保)

第9条 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(知識の普及)

第10条 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(相互理解及び連携の促進)

第11条 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(調査研究の推進)

第12条 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(危機管理体制の整備)

第15条 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第16条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 食品等の安全性の確保

(農林水産物に係る措置)

第17条 食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。）は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用が禁止された農薬又は医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品若しくは再生医療等製品（以下「禁止農薬等」という。）が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。）である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は医薬品医療機器等法第83条の4第1項に規定する基準（以下「農薬等使用基準」という。）に違反して農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。）である場合

(遺伝子組換え食用作物に係る措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物（同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物（以下「作物等」という。）であって、食用に供されるために栽培されるもの（食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。）をいう。以下同じ。）を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物（食用に供されるために栽培される作物等であって、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。）を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。

- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置（以下「交雑混入防止措置」という。）を講じなければならない。
- 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安全性調査)

第19条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定に

よる調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。

4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第21条 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。

3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。

5 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

第4章 府民参画の推進

(施策に対する意見の反映)

第22条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(施策の提案)

第23条 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報の申出)

第24条 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

第5章 京都府食の安心・安全審議会

(京都府食の安心・安全審議会)

第25条 この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第27条 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

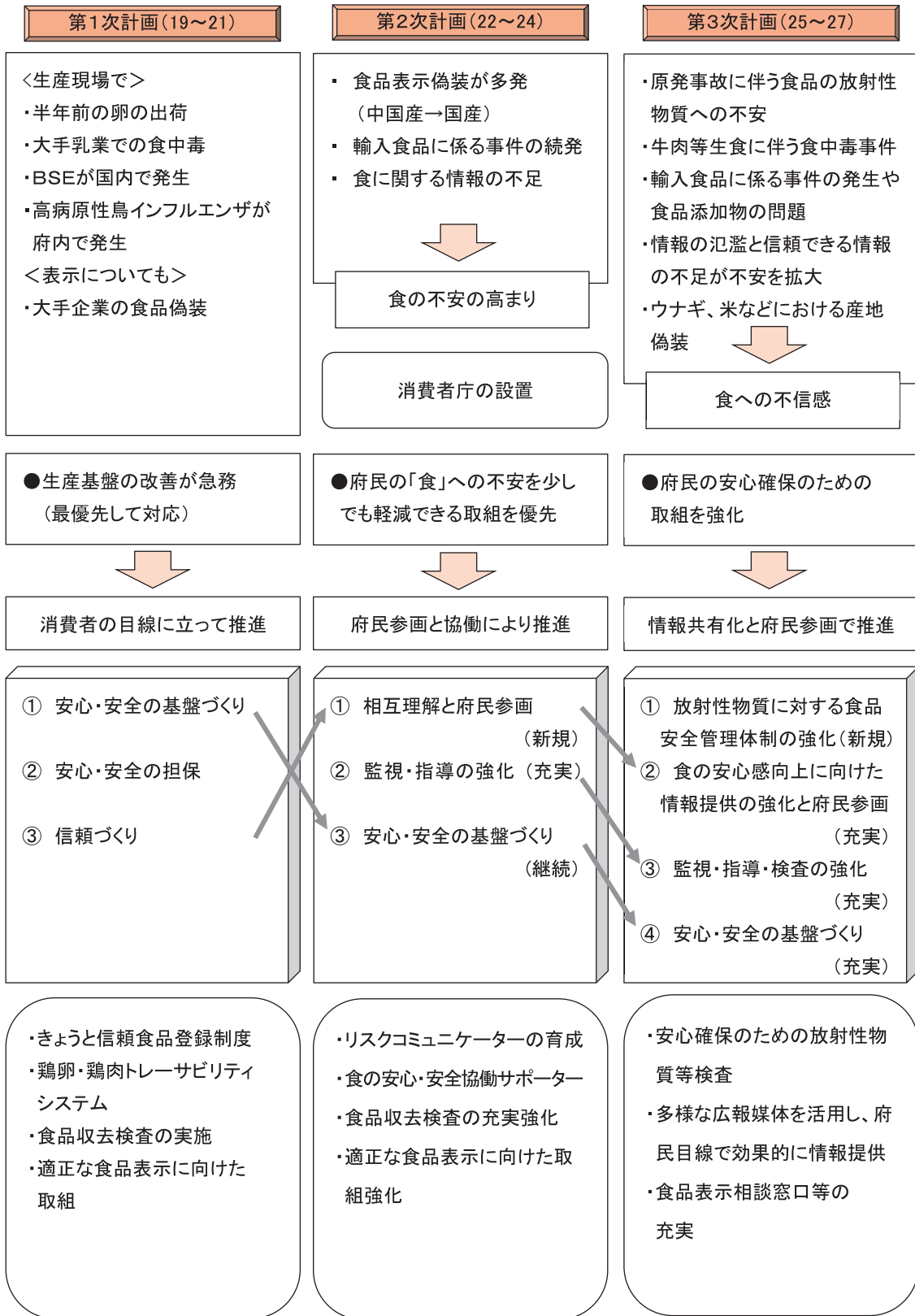
附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

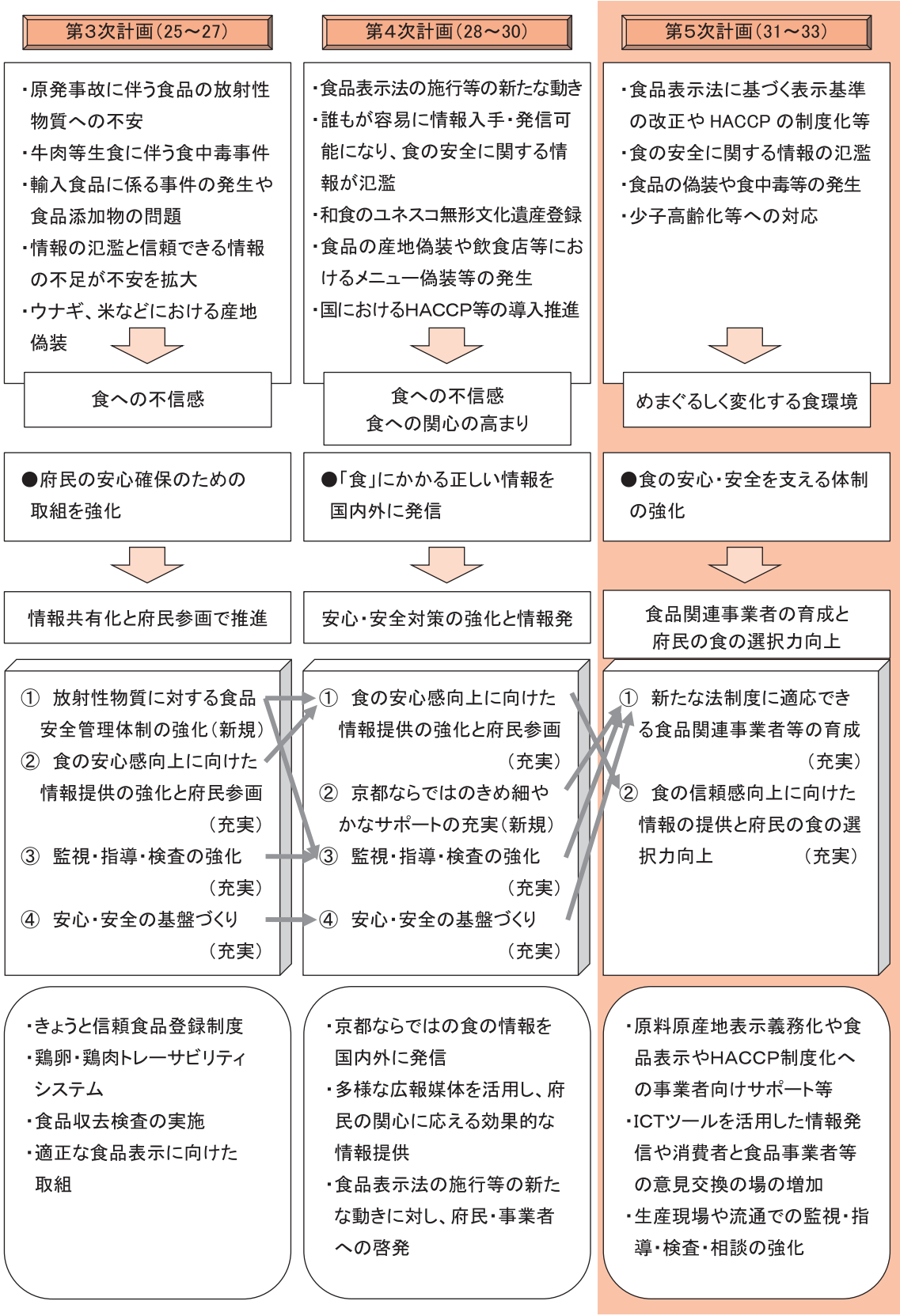
附 則（平成26年条例第42号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



京都府食の安心・安全行動計画の推移 第3～5次



京都府における食の安心・安全に関する府民意識

京都府では、府民の食の安心・安全に関する意識を把握し、京都府における食の安全や信頼性の確保に役立てるため「食の安心・安全アンケート」を実施しています。

アンケートの結果から食の安心・安全に対する府民意識を見てみましょう。

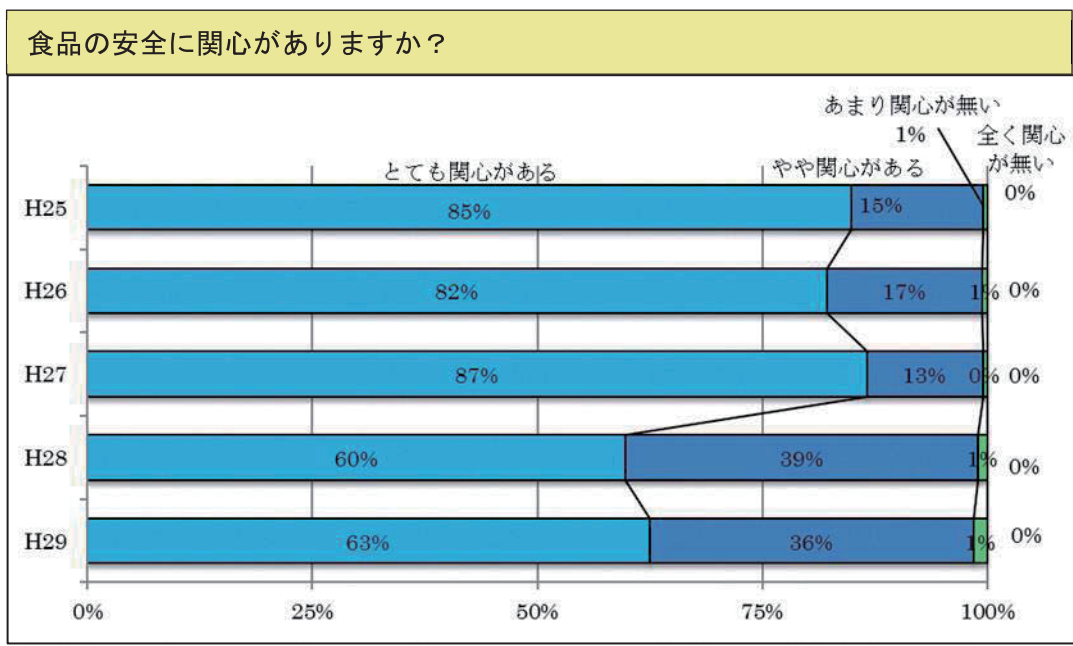
<アンケートの概要>
対 象：一般府民、くらしの安心推進員、京都府広報モニター
調査方法：書面、インターネット
回 答 数：

H25	H26	H27	H28	H29
203	192	229	386	474

※ より幅広く意見を集めるため、実施年度により対象者、調査方法が異なります。

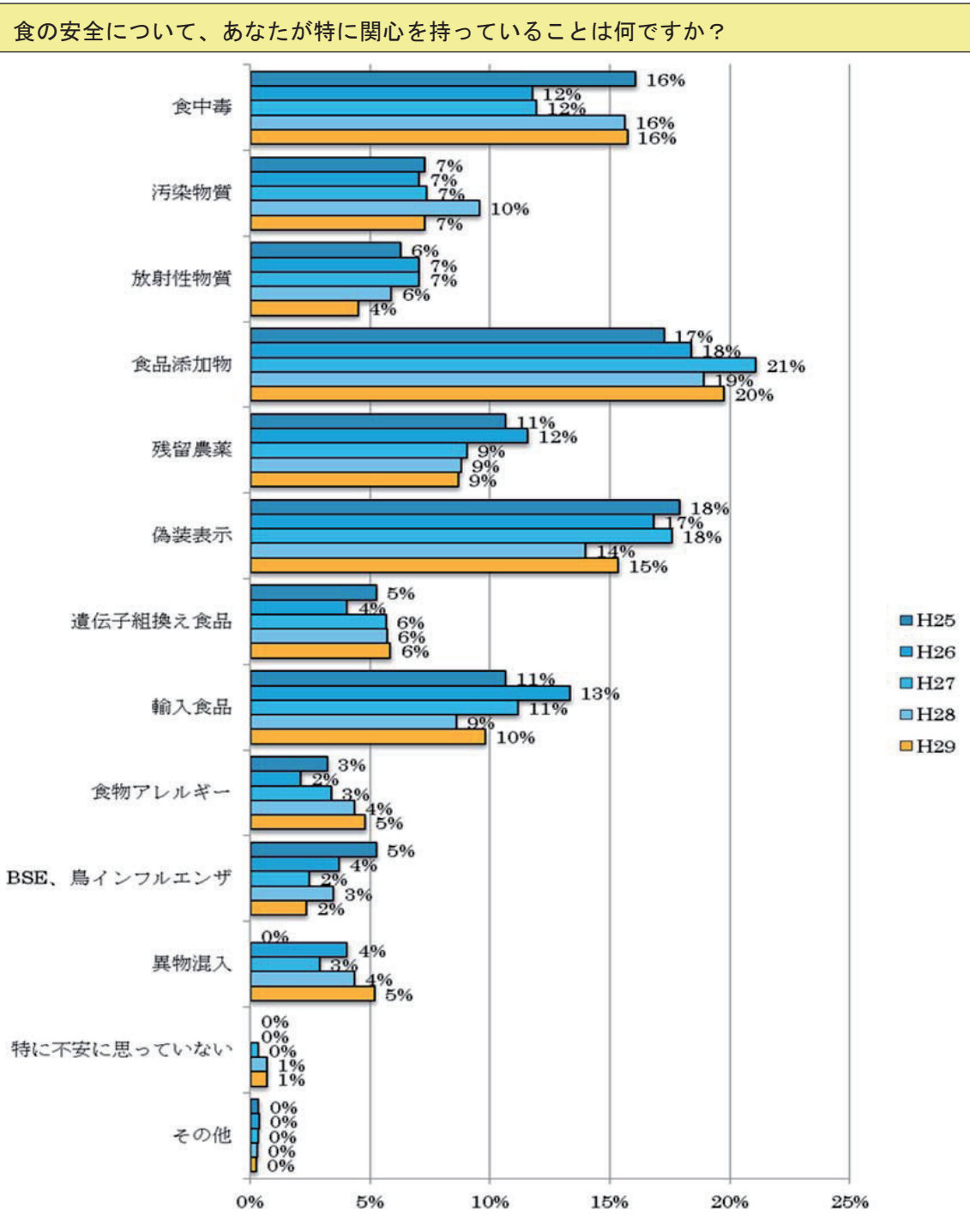
1 「食の安全」に対する関心

過去5年の推移を見ると、「食の安全」について平成28年度に「とても関心がある」方が減少し、「やや関心がある」方の割合が増えています。平成29年度についても同様の傾向にあります。この2年間において食卓を脅かす大きな事件・事故が少なかったことがその理由だと考えています。



2 府民の具体的な関心事項

食品添加物、食中毒、産地偽装に対する関心が高く推移し、また、アレルギーに関心のある方が年々増加傾向にあります。一方で、鳥インフルエンザやBSE、放射性物質については減少傾向にあります。リスクコミュニケーション等を通じて正しい情報発信をしたことにより理解が進み、これらに対する府民の不安が解消されつつあるのだと考えています。

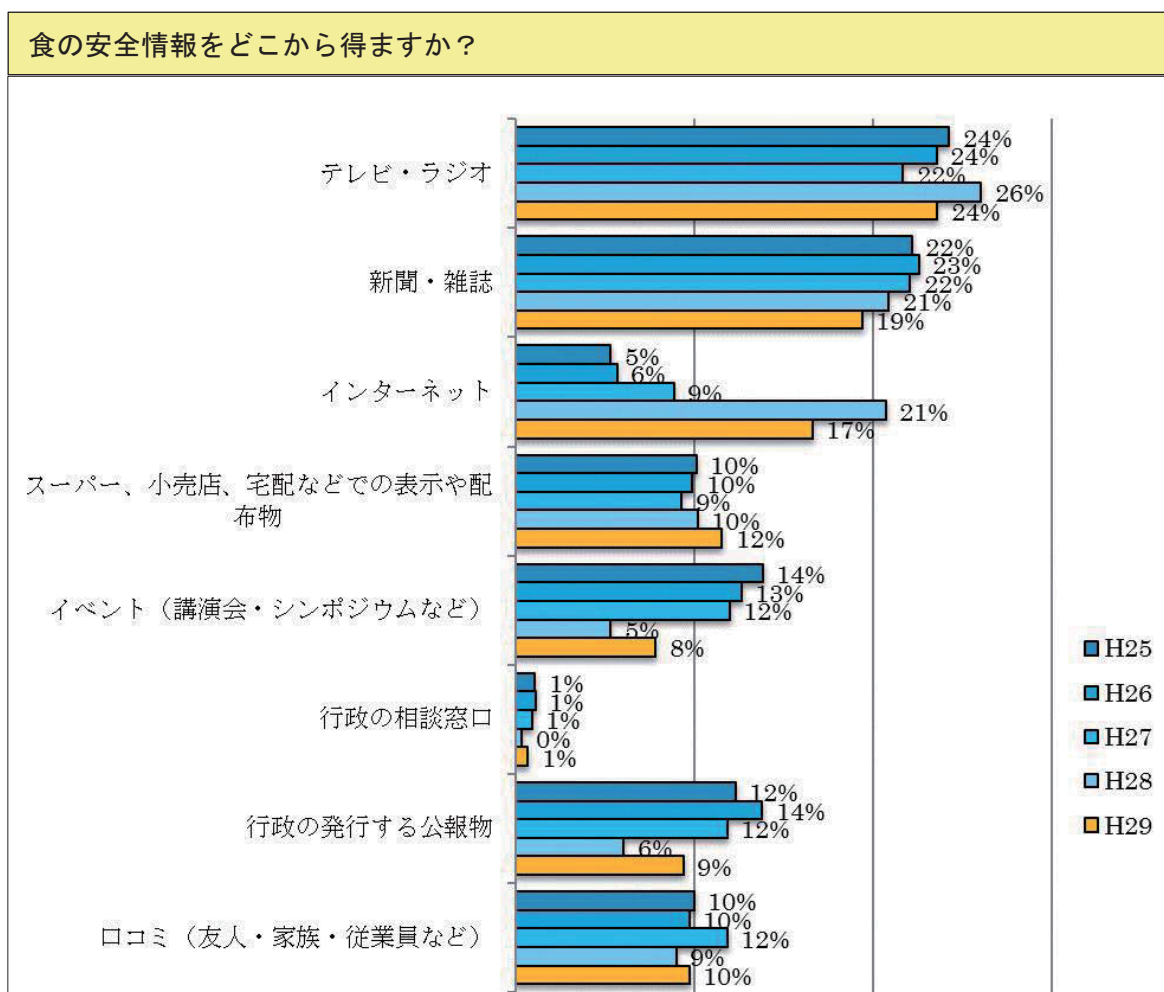


3 情報の入手方法

食の安全に関する情報の入手方法としては、テレビ・ラジオや新聞・雑誌により入手する方が多いですが、注目すべきは、インターネットから入手する方が急増しているということです。

逆に、講演会・シンポジウムといった大規模な集合型イベントから入手する方は減少傾向にあります。

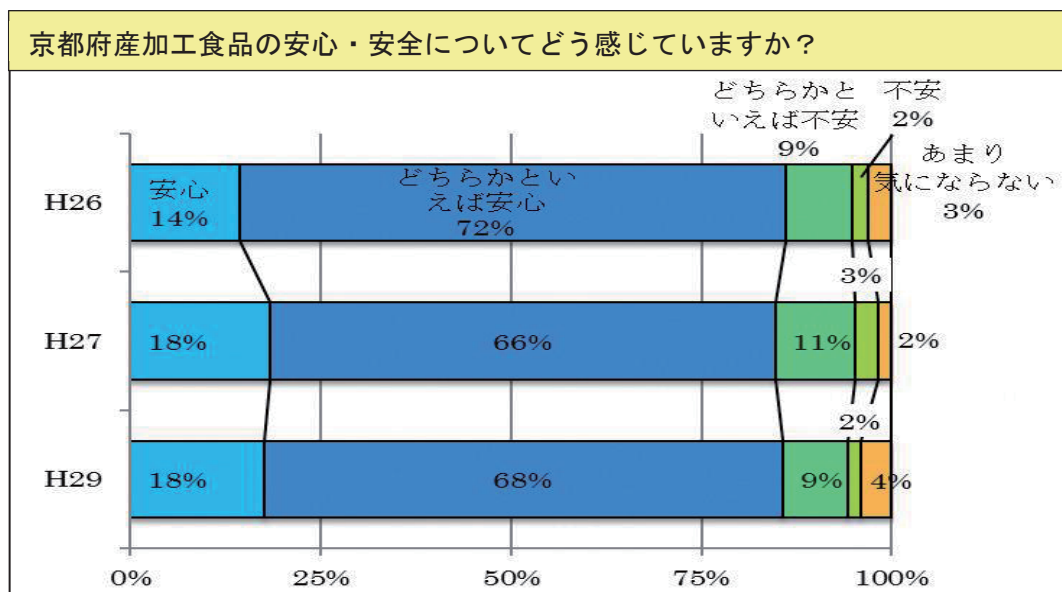
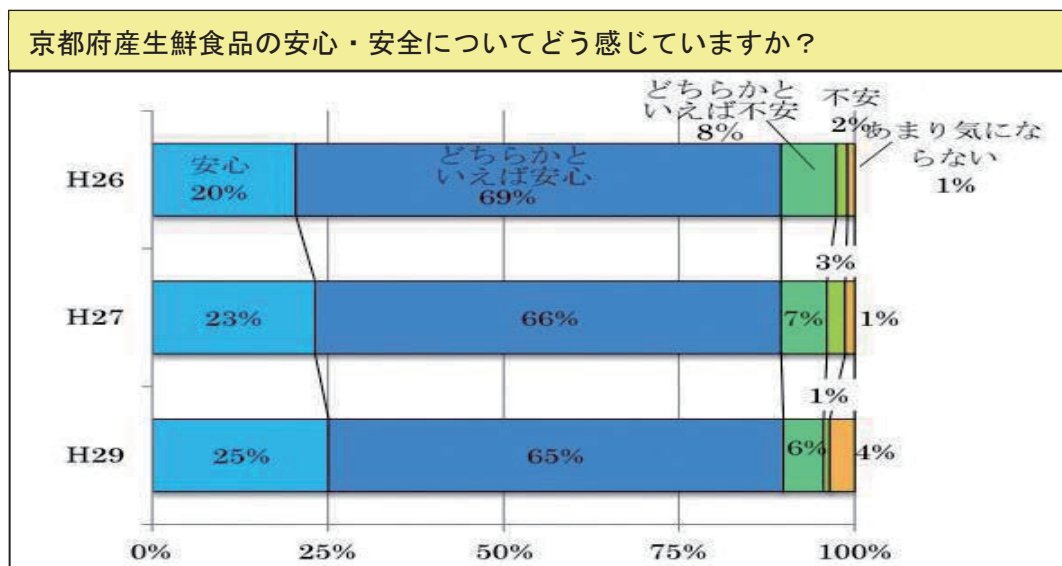
このような現状から、京都府としても、食の安心・安全に関する情報発信については、様々な媒体を活用することが重要であると考えています。



4 京都産の食品に対する信頼感

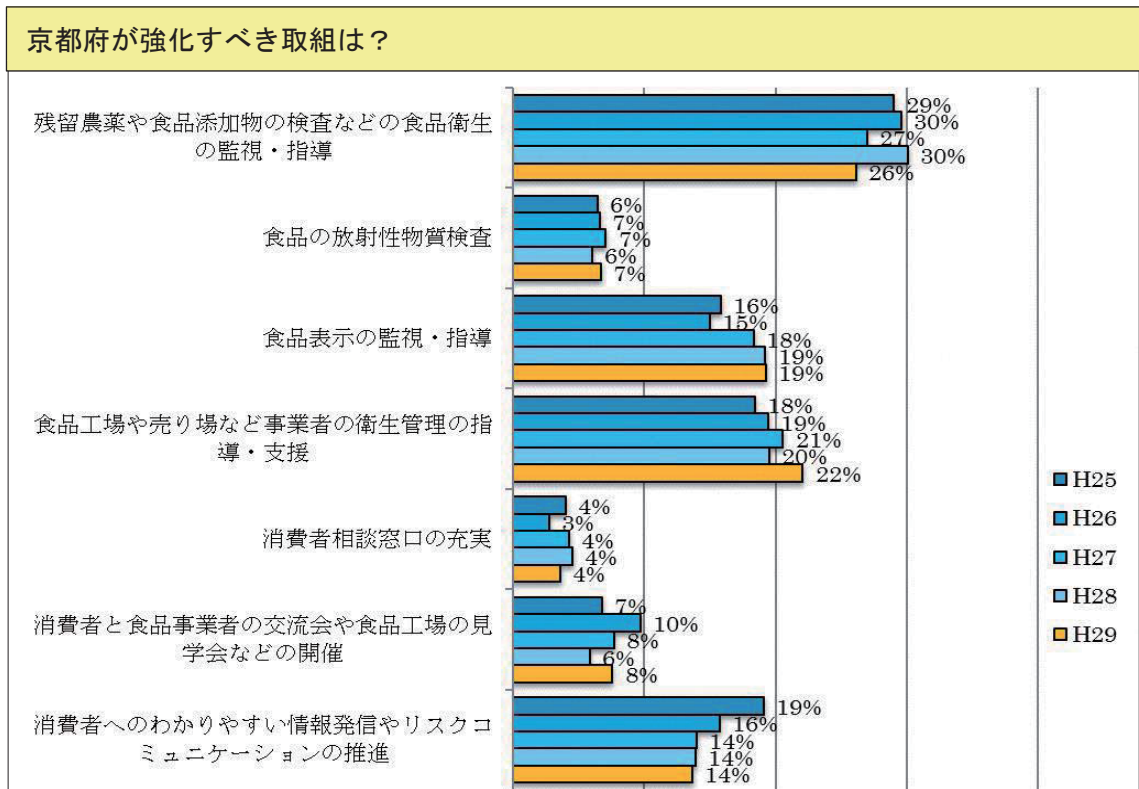
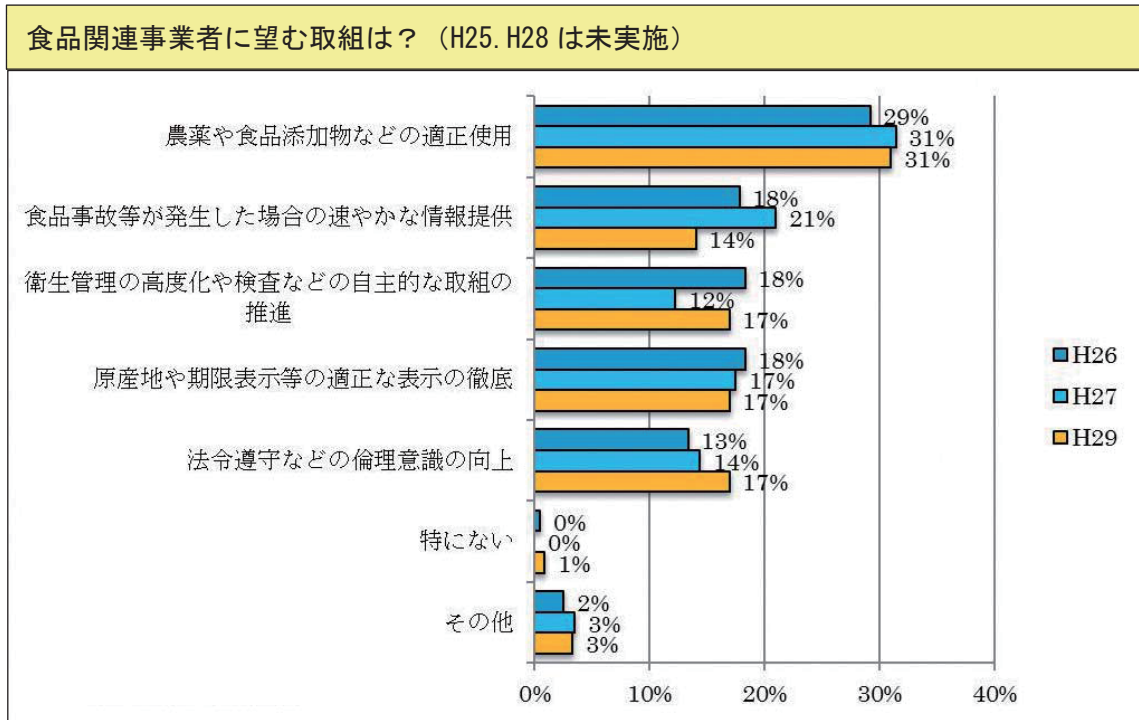
平成 29 年度のアンケートにおいて、「京都産」に対して「安心」・「どちらかといえば安心」と答えた方が、生鮮食品では 90%、加工食品では 86% となり、京都で生産・製造された食品に対する信頼感が高いと言えます。

これらの府民の信頼を損なわないためにも、食品関連事業者の方々が、新しい法制度に対応できるための支援や、消費者と事業者の交流による相互理解の促進が重要です。



5 食品関連事業者や京都府に望む取組

府民が食品関連事業者（生産者、製造・加工者、販売者）に望む取組は、「農薬や食品添加物の適正使用」が最も多く、京都府が強化すべき取組としても「残留農薬や食品添加物の検査などの食品衛生の監視・指導」が求められています。



用語集

〈ア行〉

インバウンド

日本を訪れる外国人旅行者のことで、近年、年々増加傾向にあります。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について都道府県知事から当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称です。

（参考：農林水産省資料）

SDGs（エスディーゼズ）

持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 の国際目標と、その下に 169 のターゲットが決められています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（参考：外務省資料）

ICT

Information and Communication Technology の略語で、「情報通信技術」や「情報伝達技術」と訳されています。インターネットの活用や、メールや SNS による人同士のコミュニケーションや情報共有等、通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

〈カ行〉

加工食品

「製造又は加工された食品」のことで、調味や加熱等したものが該当し、具体的な食品は食品表示法の食品表示基準に示されています。

GAP（ギャップ）

農業生産工程管理手法の項目を参照してください。

きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店

府民の健康を考えた食習慣実践の一助となるよう、飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、総菜店等小売店、その他社員食堂などの府民が利用できる飲食施設を対象に、「野菜たっぷり」、「塩分ひかえめ」、「エネルギー表示」、「アレルギー表示」の表示を行う店舗を「食の健康づくり応援店」として登録しています。

京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

きょうと食いく先生

子どもたちが「食」について学ぶことを支援するため、農作物の栽培や調理、京都の食品加工等の専門家、子供たち等にボランティアで食農体験を指導していただける方を「きょうと食いく先生」として認定する京都府の制度です。

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

抗菌薬（抗生物質）

抗菌薬とは細菌を壊したり、増えるのを抑えたりする医薬品のことをいいます。抗菌薬は、病気の治療を目的とした動物用医薬品や、飼料中の栄養成分の有効利用を目的とした飼料添加物として、家畜の健康を守り、安全な畜産物を安定的に生産するための重要な資材です。

(参考：農林水産省HP)

国産ジビエ認証制度

ジビエ（捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉）の利用拡大に当たっては、消費者から信頼される食品であるために、流通するジビエの安全性の向上及び透明性の確保を図ることが必要です。そこで、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する

指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月厚生労働省策定）に基づいた衛生管理基準の遵守、流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証する農林水産省の制度です。

（参考：農林水産省HP）

子育て／高齢者サロン

この計画の中では、地域活動や居場所づくり活動の中で、子育て中の保護者やその子ども、あるいは高齢者とその家族など、同じような仲間が交流したり情報交換する場を意味しています。

広報モニター

府民参加による開かれた府政の推進を目的として、府が行う広報活動についてインターネットを利用したアンケート調査を実施し、広報モニターの回答を府政運営の参考としています。

〈サ行〉

収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法第 28 条の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。

検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うことになります。

食育宣言

SNS等において、府民が自らの食に関して、自らの目標を自ら宣言することにより、自発的な取組を促すとともに、そうした取組に共鳴する府民を増やすことにより、食育の輪を広げようとする活動です。

食の安心・安全きょうと

京都府ホームページにおいて、食中毒や食品表示、また、リスクコミュニケーションの開催案内など、食の安心・安全に関する情報を一元的に発信しているサイトのことです。

食の安心・安全協働サポーター（くらしの安心推進員）

食の安心・安全に関する情報を身近な人に提供いただくとともに、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの情報を京都府へ提供していただく府民ボランティアです。

食の安心・安全ヤングサポーター（仮称）

家政系の大学生等を中心に、講習会等で食の安心・安全に関する知識を身に付け、友人等への情報発信、食品表示の点検や、食の安心・安全に関する施策への若者目線の提案を行います。

食の府民大学

多くの府民が、時間や場所に縛られずに「食」について学ぶことができるインターネット講座です。主に食の安心・安全について学ぶ「食選力講座」と、食育・地産地消、食品ロス削減について学ぶ「調理力講座」の2つのコースを用意しています。

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準及びその検査、また、許可を必要とする営業施設の対象などについて規定しています。

食品関連事業者

食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）や食品添加物等の生産、輸入、販売等を行う事業者です。

食品添加物

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。

食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。

（参考：食品安全委員会資料）

食品等事業者

食品や添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等を営む者や学校、病院等で継続的に不特定・多数の人に食品を供与する者です。

食品表示基準

食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品の表示に関する基準です。食品の製造、加工もしくは輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者や食品関連事業者以外の者（バザー等で販売する者など、販売を業としない者）が、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売する場合及び不特定又は多数の者に対して無償で譲渡する場合に適用を受けます。

食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とする法律です。

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合する形で平成27年4月1日に施行されました。

食品表示指導者

府内の食品関連事業者の食品表示適正化を推進するため、食品関連事業者内で食品表示等に関する指導者的な役割を担う人材を食品表示指導者として養成し、京都府で登録しています。食品表示指導者は、社内等で食品表示及びコンプライアンスに関する知識の普及、啓発に努めるとともに、自社商品等の食品表示を点検し、適正化を推進する役割を担っています。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

家畜等の飼料と飼料添加物の製造等に関する規制や、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことで、家畜の飼料の安全性の確保と品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的としている法律です。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきます。

（参考：総務省資料）

〈タ行〉

食べ残しゼロ推進店舗（飲食店版）／（小売店版）

食品ロス削減のための取組を実践する店舗を京都府が認定する制度。「食材を使い切る工夫」や「食べ残しを出さない工夫」などに取り組む飲食店や宿泊施設を認定する「飲食店版」と、「惣菜等の製造・調理段階での取組」や「フードバンク活動等への支援」などに取り組む食品を取り扱う小売店を認定する「小売店版」の2種類を設けています。

動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

(参考: 食品安全委員会資料)

トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛の生産から流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

(参考: 食品安全委員会資料)

〈ナ行〉

農業生産工程管理手法（GAP）

農業生産工程管理（GAP: Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

(参考: 農林水産省資料)

農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が講習会を受講した場合に京都府知事が認定しています。

農薬に関する法令等を遵守し自ら範を示すとともに、他の農薬取扱業者等に対し必要な助言指導を行うことを任務としています。

〈ハ行〉

HACCP

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（HazardAnalysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（CriticalControlPoint）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

（出典：厚生労働省資料）

〈マ行〉

ムスリム

イスラム教を信仰している人のことで、世界人口の約1／4を占めると言われています。イスラム教には生活習慣に関する様々な教えがあり、代表的なものとして、豚肉やアルコール飲料が口にできないことや、毎日5回の礼拝をすることなどがあります。

近年は、ムスリムの訪日観光客も増加傾向にあり、その受入れ環境の整備が広まりつつあります。

（参考：観光庁資料）

〈ラ行〉

リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

（参考：食品安全委員会資料）

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

(出典：食品安全委員会資料)

〈ワ行〉

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西

国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) が 4 年ごとに主宰する、概ね 30 歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会です。

オリンピックの翌年に開催され、第 1 回は 1985 年にトロントで開催されています。2021 年 5 月には、第 10 回の記念大会が関西の各地域で開催されることが決定しています。アジアでの開催は初めてのことで、全 35 競技 59 種目が予定されており、国内外からの参加者 5 万人を目標としています。

(出典：ワールドマスターズゲームズ 2021 関西公式サイト)

(m e m o)

◇ 発 行 ◇

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

(TEL. 075-414-5654・5655)